

藤原仲麻呂と貨幣鑄造権

樋口 罔彦

(日本臨床政治研究所主任研究員)

はじめに

日本に於ける貨幣の鑄造権は、天皇の専権事項の一つである事に気付いていた藤原仲麻呂は、自分と一族の繁栄のために、貨幣の鑄造権を手に入れる事によって、限りなく天皇に近づく事を画策した。

幼い頃から、その聡明さを謳われ、長じては古今東西の学問に明るかった仲麻呂は、天皇の地位に近づくために、さまざまな手を打った。しかし仲麻呂の強引な手法は、敵も多く作り、ついに孝謙太上天皇をはじめとする反対勢力の抵抗にあつて、あえない最期を遂げることとなった。

仲麻呂政権の時代は短いが、彼が貨幣の鑄造権に目をつけ、それを握ることによって、藤原氏という臣下の枠を越えて、天皇を中心とする皇族の枠に入ろうとした事は注目に値する。

鎌倉幕府倒滅後の後醍醐天皇の様に、天皇の側から貨幣の鑄造権は天皇の専権事項であるという事実を利用

して、新貨を鑄造する事で天皇親政を実現しようとした例はあるが、臣下の側がそれを使って天皇に近づこうとした例はなく、日本政治史上きわめて特異な出来事といえよう。

本稿では、仲麻呂がいかにして政敵を排除し、光明皇后の後楯を利用しながら、自らと一族を臣下の枠から天皇を中心とする皇族の枠へ押し上げていったかを述べてみたいと思う。

一 律令国家の成立

(一) 文武登場

孫の軽皇子の成長を待ち望んでいた持統天皇は、六九七年（持統一一）八月皇位を軽皇子に譲った。文武天皇である。⁽¹⁾ 文武天皇の皇子たちの間に皇位をめぐるさまざまな思惑のあるなかで、文武の即位を推進したのは、祖母の持統と藤原不比等であった。不比等は娘の宮子を文武の夫人とした。⁽²⁾

軽皇子が即位したときは、まだ一五歳、当時としては異例の若さであった。いったいなぜこのような少年天皇があらわれたのであるうか。

文武・持統天皇は、自分たちの後継者を草壁皇子と定め、皇太子に立てた。ところが草壁は、文武の死後、即位を目前として、わずか二八歳で没してしまった。持統は夫に続いて、ただ一人の息子を失い悲嘆にくれたが、持ち前の強い精神力で立ち直り、草壁皇子の子、軽皇子に皇位を継承させようと考えた。

そのために、軽皇子の成長を待つ間、持統みずから皇位についたのである。

天武天皇には、草壁皇子以外に、母親のちがう皇子たちが、ほかに何人もいた。彼らは草壁皇子の死後、自分が皇位に就くことを期待した。ところがその期待は、持統の即位によってはばまれてしまった。

皇太子に軽皇子がなるか、それとも天武天皇の皇子たちの中の誰かがなるのか、それは、皇位継承の原則についての考え方の対立であった。

すなわち、天武天皇の皇子たちの主張は、皇位は兄から弟へ受け継がれるべきだと考え、持統の立場は、天武と持統のあいだに生れた草壁皇子の直系（嫡系）が皇位をついでいくべきというものであった。

両者の対立は、草壁嫡系派が勝利した。

奈良時代の前半から中ごろの皇位は、軽皇子すなわち文武天皇のあと、元明、元正、聖武、孝謙と受け継がれる。元明、元正の二代を、聖武天皇が即位するまでの中継ぎとすると、まさに、草壁の嫡系が皇位についている。この意味からも、文武天皇の即位は、注目すべきものといえる。⁽³⁾

このように軽皇子は、当時の王公諸臣の一致した意志で皇太子に推されたものではなかった。軽皇子の立太子は、持統天皇の強力な政治力によって、ようやく実現したものであった。

立太子のあと、わずか半年で即位を急いだのも、軽皇子の立場の弱さの反映にほかならない。

持統は「太上天皇」として文武を後見し、天皇と「並びまして天下を治めた」⁽⁴⁾

「太上天皇」の制度は、中国の律令にはなく、日本の律令に新しく制度化されたもので、文武に対する持統の後見体制を法的に確立する目的で制定された。⁽⁵⁾

文武の即位後、持統の主導のもとに新しい律令の編纂事業が進められ、七〇〇年（文武四）三月、まず「令」法典が、続いて七〇一年（大宝元）八月「律」法典が完成する。⁽⁶⁾

編纂スタッフは、天武の皇子刑部（忍壁）親王を総裁として、藤原不比等、粟田真人ら一九名、うち中、下級官人には渡来人とその子孫が多かった。⁷⁾

大宝律令が完成に近づいた七〇一年（大宝元）の正月一日、天皇は大極殿に出御し、百官人の朝賀を受ける。大極殿の前には、鳥形・日月・四神の幢が立てられ、新羅使やおそらく蝦夷・隼人も列立し、天皇が蕃夷を従える帝国の王である事を内外に示した。

「文物の儀・是において備われり」と『続日本紀』に記されている。⁸⁾

同じ正月二十三日、粟田真人を首席とする遣唐使が任命される。⁹⁾ この遣唐使が中国に対して「日本」の国号を用いたことは注目に値する。¹⁰⁾

三月二十一日、対馬より金を献上してきたのを機縁に「大宝」の年号が建てられる。¹¹⁾ これまでも断続的に年号が用いられてきたが、大宝律令によって年号が制度化された。

こうして大宝令に続いて、大宝律が公布され、七〇二年（大宝二）一〇月には律令そろって施行された。¹²⁾

大宝律令の施行は、大化改新から半世紀にわたり模索されてきた中央集権的な国家の青写真が完成したことを示すといえる。¹³⁾

日本が体系的な「律令」を編纂したのは、当時の日本が、中国に朝貢するが、冊封はされていなかったことと深く関連していた。

律令は蕃夷の国々をも支配する帝国法であったから、中国から冊封されている国が、独立の「律令」法典を編纂することは、不可能であったと考えられる。したがって唐から冊封されていた新羅は、体系的な「律令」法典は編纂しなかったと推定される。新羅は、年号も唐の年号を使っていた。¹⁴⁾

ところで、先にも述べたごとく大宝律令では、「太上天皇」という日本独自の制度が新たに設けられた。それによると、太上天皇は、天皇と同等の地位にあると規定されている。この新設の太上天皇にはじめてなったのが、持統であった。太上天皇という称号と、持統がそれになったことは、文武の立場と密接な関係がある⁽¹⁵⁾。

持統はみずからの意思で生前に退位したはじめての天皇である。そして文武に譲位したのちも、彼を支えるために、持統は依然として実権を握り続ける必要があった。太上天皇という地位の新設は、こうした特別の事態を法の上で明確に規定したものであった⁽¹⁶⁾。

しかし、この体制は長続きしなかった。

持統は、大宝律令の施行を見届けると、七〇二年（大宝二）十二月に没してしまった⁽¹⁷⁾。

文武の朝廷は、大宝律令を施行して律令体制の形成に努めるが、七〇七年（慶雲四）六月、こんどは文武が二五歳で没してしまう⁽¹⁸⁾。文武と宮子（不比等の娘）との間には、首皇子が生まれていたが、この時まだ七歳であった。

文武が亡くなった翌七月、文武の母、阿閉皇女（天智の娘、草壁の妃）が即位した。元明天皇である⁽¹⁹⁾。天武や天智の子や孫で、皇位継承者の候補者がたくさんいる中で、子から母へという、かつて例のない異常な皇位継承の道を元明が選んだのは、孫の首皇子の成長を待つて、皇位を伝えたかったからと推定される⁽²⁰⁾。

元明の即位の詔には、「不改常典」という言葉が二回も出てくる⁽²¹⁾。

元明が父である天智が定めたという法を持ち出した意図はどこにあったのであろうか。

元明は、この法を嫡系による皇位継承法と考えていた。持統の譲位すなわち文武の即位が、「不改常典」に

よるものと主張することは、皇位継承が天武―草壁―文武という嫡系でおこなわれることを主張したことになる。

そのことは、文武の次の天皇は文武の嫡系であるべきという意思表示にほかならない。

文武の嫡系は首皇子である。元明天皇は、将来の首皇子の即位こそ、父天智の定めたという法にかなうことだ、と表明したわけである。元明にとつて、わが子文武から承けた皇位は、孫の首皇子の即位を実現させるための前提にすぎなかった。すなわち彼女は、みずからの即位は、たんなる中継ぎと考えていたのである。⁽²²⁾

このように、中継ぎとして即位した元明であったが、その治世には、重要な施策が続々と行なわれた。平城京の遷都と建設が断行され、和同開珎が発行された。又『古事記』が完成し、『風土記』の編纂も行なわれた。

(2) 和同開珎の誕生と平城京建設

元明天皇が即位した翌年、七〇八年（和銅元）正月、武蔵国から自然銅（和銅）が献じられたのを機に、「和銅」と改元された。⁽²³⁾

翌二月、貨幣の鑄造と都城の建設が開始された。⁽²⁴⁾ 律令国家を象徴する「和同開珎」の鑄造と「平城京」の建設である。

両者は大宝律令施行の一環として文武朝に準備されたが、文武の早逝によって元明朝に実現したのであろうと推測される。⁽²⁵⁾

平城京が藤原京の発展であったのと同じように、和同開珎の源流も天武・持統朝にあった。

すなわち、六八三年（天武一二）銀銭の使用を禁じ、銅銭の使用を命じたが、地金としての銀の使用は認

め、持統朝には鑄錢司の官人を任命している。⁽²⁶⁾

和同開珎がまず銀錢から発行されたのは、銀の地金が物品貨幣として流通していたためと考えられる。ただ当時の日本では、物品貨幣としては稲と布が一般的に用いられていたので、銀の流通はごく限られた範囲であったと思われる。⁽²⁸⁾

平城京も和同開珎も、中国の帝国にならおうとする政治的要請の所産で、内在的な要因はきわめて希薄であった。しかし、平城京という新しい空間の出現と、鑄造貨幣の発行は、日本の社会に大きな波紋を投げかけていく。⁽²⁹⁾

天武朝に源流を発する歴史書の編纂も、七十二年（和銅五）に『古事記』が、七二〇年（養老四）に『日本書紀』が完成する。

『古事記』が書名のとおり「ふることふみ」であるのに対し、『日本書紀』は「日本」の国号を冠し、中国で読まれることを強く意識して漢文で書かれている。『古事記』は基本的には内廷（皇室）の書物であり、天皇が大八洲国を支配する由来を中心に語っているのに対して、『日本書紀』は、日本が朝鮮諸国を従属させる帝国を形成した歴史に重点を置いて語っている。『日本書紀』になぜ朝鮮関係の記事が多いのかは、朝鮮諸国の国制や文化の影響の深さとともに、帝国をめざした古代貴族の国際意識の所産であった。⁽³⁰⁾

七三年（和銅六）、畿内と七道諸国に『風土記』の作成が命じられるが、和銅年間には、大宝律令の支配体制が、地方の社会に実施されていく時期にあたる。都と地方の国・郡を結ぶ道路や交通施設（駅・伝）も、この時期に整備され、和同開珎の発行、調庸制の整備、条里制地割の施行をはじめとする国土の開発が行われた。

『風土記』の記載項目にあげられた銀、銅などの産物、田地の肥沃度の調査は、それらの施策と関連してい

たと考えられる。³¹⁾

(3) 律令制の展開

元明天皇が成長を待ち望んでいた孫の首皇子が、七一四年（和銅七）十四歳となり、元服の儀式が行われ、同時に皇太子に立てられた。

これを機会に元明天皇は、翌年九月に、皇位を娘の氷高内親王に譲る。³²⁾

続日本紀に「皇位を皇太子に譲りたいが、年齒幼稚なので、氷高内親王に譲る」とある。³³⁾しかし、「年齒幼稚」と言っても首皇子は元服もすませ、父文武が即位したときと同じ一五歳になっていた。天武の皇子や孫のなかには、有力な皇位候補者がたくさんいる。

元明は、中継ぎの女帝として娘の氷高内親王を立てることを決意した。元正天皇である。

未婚の女性（元正）の即位は、これまでに例のない異常な事態であった。即位の直前、珍しい亀があらわれ、その祥瑞によって、年号が「靈龜」と改められた。

翌年、七一六年（靈龜二）藤原不比等と橘三千代との娘、安宿媛（光明子）が皇太子妃に立てられた。後の光明皇后である。

朝廷では太政官の議政官が次々と没し、右大臣の不比等と中納言の三人だけとなった。この機会を巧みにとらえて、不比等は次男の房前を参議とする。

これによって、議定官の構成員のなかに、藤原氏が二人も入ったことになる。当時の議政官は、有力な氏の代表者が就任するのが原則で、その構成メンバーが死ぬと、同じ氏の間が補充されることになっていた。房

前の参議就任は、この原則をはじめ破ったものである。この人事が不比等によって断行されたことは言うまでもない。これによって、太政官に於ける不比等の地位は、一層強化された。

こうして、議政官は有力な氏の代表者によって構成されるといふ、大和朝廷以来の慣行は破られ、この後、不比等の四子は、次々と議政官の地位につくこととなる。

大宝律令は、貴族の地位の継承を、氏から父—子関係を原理とする蔭位制に切り替えた。不比等の四子は、律令の新しい制度に乗って、三位以上の位階を得、おのおの公的な「家」を持った。いわゆる南家・北家・式家・京家の起源である。「氏」から「家」への日本社会の長期にわたる大変動のはじまりである。⁽³⁴⁾

七二〇年（養老四）八月、不比等が没すると、天武天皇の皇子たちが重要な地位につくようになり、高市皇子の子の長屋王が右大臣に昇進して皇親勢力が政権を握った。⁽³⁵⁾ また不比等の四子も順調に昇進してゆく。

七二一年（養老五）十二月七日元明天上天皇が没する。元明は、娘の元正天皇、孫の首皇子を後見していたので、三関を閉鎖して厳戒態勢がしかれた。⁽³⁷⁾

母を失った元正天皇にとつて、朝廷中で風当たりの強い首皇子に無事に皇位を譲るにはどうしたらよいか。そのような時、またしても珍しい「亀」があらわれる。七二三年（養老七）一〇月、両目が赤い小さな白い亀が献じられた。⁽³⁸⁾ この天の贈り物を好機として、元正は首皇子に譲位した。⁽³⁹⁾ 聖武天皇の誕生である。年号を「神亀」と改めた。

有力な皇位継承者がたくさんいる中で、首皇子が天命にかなう事を、神亀の出現によって証明しようとしたのであろう。

聖武天皇が二四歳で即位した日、長屋王が左大臣に昇進した。⁽⁴⁰⁾ 長屋王の父高市皇子は、天武天皇の長子であ

り、母は元明女帝の姉、妻は草壁皇子の娘（吉備）であったから、長屋王は有力な皇位継承候補であった。

聖武即位の三年後、七二七年（神亀四）に、聖武と光明子との間に初めて皇子が生れ、一カ月後に皇太子に立てられた。⁽¹¹⁾ 生まれたばかりの赤子を皇太子に立てるのは、前例のない異常なやり方であった。

藤原氏系の天皇を立てたいという聖武と藤原氏の執念であった。

翌年、天皇と皇太子を守るために、授刀舎人寮を改組して中衛府が設置され、その長官に藤原房前がつく。しかし藤原氏の希望を担った皇太子は夭折してしまう。⁽¹²⁾ その上、聖武の夫人、県犬養広刀自が、この年皇子を出産した。このままでは、この皇子へ皇位がいつてしまうため、追いつめられた藤原氏は、光明子を皇后に立てて権力を確保する道を選ぶ。⁽¹³⁾

皇后は、たんに天皇の正妻であるだけでなく、皇太子に準ずる執政権を持ち、天皇亡きあと皇位をめぐる争いが生じた時、しばしば中継ぎの天皇として即位し、事態の收拾をはかる慣例があった。病弱な聖武に万一の事があったとき、皇后の光明子を皇位につけて権力の維持をはかる可能性もある。

しかし皇后は、皇女のなかから選ぶのが古くからの慣例であり、律令もそのことを前提としていた。皇族でない藤原氏出身の光明子を強引に皇后に立てた時、左大臣の長屋王ら皇親派が黙っているはずがない。こうして長屋王を消す陰謀が、ひそかに進められた。

七二九年（神亀六）二月十日、長屋王が「左道を学んで国家を傾けようとしている」との密告があった。⁽¹⁴⁾ その夜、藤原宇合らに率いられた六衛府の兵が、長屋王の邸宅を囲んだ。翌日、長屋王を尋問し、次の日、王と妻の吉備内親王、その王子らは、自殺に追い込まれた。

事件の半年後、藤原麻呂が、背中に「天王貴平知百年」というめでたい文字を負う亀を朝廷に献じた。また

しても瑞龜の出現である。背中の文字から二字を取って「天平」と改元された⁽⁴⁵⁾。その後、光明子を皇后に立てる詔が宣せられる。

七三〇年（天平二）から翌年にかけて、太政官の議政官が次々と没する。健全なのは、知太政官事の舍人親王、大納言の藤原武智麻呂、参議の藤原房前だけとなった。

そこで、七三一年（天平三）八月、諸司の主典以上の官人を全員、内裏に呼び入れ、舍人親王が「政事をつかさどることのできかと思ふ人を推挙せよ」という天皇の勅を読み上げる。二日後、主典以上の官人三九六人が朝堂に集まって推挙する人の名を上表し、それによって六人の参議が任命された。

六人の内、藤原氏の宇合と麻呂の二人が含まれていた。すでに武智麻呂は大納言、房前は参議であるから、藤原氏の四人の兄弟が全て太政官となった。

二 藤原仲麻呂の時代

(1) 天然痘の流行と反乱

七三五年（天平七）夏、おそらく新羅經由で、大宰府管内に天然痘が流行し始める。

翌年、さらにその翌年と凶作が続く。

新羅に派遣された遣新羅使の大使が、帰途対馬で病没し、副使も発病する。天然痘にかかったのであろう。

さらに、七三七年（天平九）、このころ筑紫から東進した天然痘は平城京にも侵入し、公卿以下百姓に至るまで、膨大な死者がでる。この猛威のなかで、四―八月の四ヶ月の間に、藤原氏の四兄弟、武智麻呂、房前、宇

合、麻呂も次々と病没する。

生き残ったのは、鈴鹿王、橘諸兄、大伴道足の三人だけであった。

九月、知太政官事に鈴鹿王、大納言に橘諸兄が任じられ、新政権が発足した。⁽⁴⁶⁾

知太政官事は、前任の舎人親王のころには、すでに形骸化が進んでいた。したがって、橘諸兄こそ、再建太政官をせおって立つ人物であった。彼は、七三八年（天平一〇）正月、右大臣に昇進して地歩を固めた。⁽⁴⁷⁾藤原氏からは豊成（武智麻呂の子）が参議に登用されただけであった。⁽⁴⁸⁾また約一八年間の中国留学から帰国した僧玄昉と吉備真備が、顧問役のような形で政権に加わり、その豊かな学識によって、しだいに発言力を増していた。⁽⁴⁹⁾

そのころ、九州の大宰府に大宰少弐として左遷されていた藤原広嗣（宇合の子）は、突如として聖武に上表文を提出し、その返事を待たず、七四〇年（天平一二）秋、筑紫に挙兵した。⁽⁴⁹⁾

壬申の乱以来の軍事的反乱である。

広嗣の上表文の全貌はあきらかではないが、時の政治が天の意思と異なっており、その原因が玄昉、吉備真備にあると主張したものらしい。

朝廷はただちに大野東人を大將軍に任命し、諸国から大軍を動員して九州に派遣した。

戦に敗れた広嗣は、濟州島の方へ逃げようとするが、船が逆風に吹き戻されて捕えられ、斬殺される。⁽⁵⁰⁾

七四三年（天平一五）五月五日の節会では、二六歳の阿倍皇女（のちの孝謙天皇）が、みずから五節舞を舞う。聖武と光明子との娘、阿倍皇女は、五年前に皇太子に立てられていたが、未婚女性の皇太子は、前代未聞のことである。詔して「君臣・祖子の理を忘れることなく仕へ奉れ」と強調しているのは、貴族たちが阿倍皇

太子を容認していないことを逆にしめしているのかもしれない。⁽⁵¹⁾宴の席で、大規模な叙位と任官が行われ、橘諸兄が左大臣、藤原典成が中納言にすすみ、典成の弟、仲麻呂が参議に起用されて政界の表舞台に登場する。⁽⁵²⁾七四九年（天宝勝宝元年）七月二日、皇太子阿倍内親王が聖武の讓位を受けて即位する。孝謙天皇である。⁽⁵³⁾

聖武の讓位によって光明皇后は皇太后となり、皇子宫職も「紫微中台」に改組され、その長官「紫微令」には藤原仲麻呂が任命された。⁽⁵⁴⁾光明皇太后は孝謙女帝を見返し、実質的に国政を取るが、紫微中台はその機関として機能する事となった。紫微令の仲麻呂は、勅を奉じて諸司に施行する権限を手に入れ、それを手掛かりとして実権を掌握していく事となる。仲麻呂は、この時まで大納言で、太政官の内部では、彼の上には、左大臣の橘諸兄、右大臣で兄の豊成などがいた。したがって、彼が政権にたどり着くのは、容易ではなかった。ところが、紫微中台という、太政官とは別の権力機構の長官になることによって、彼は一挙に政権に近づくことができたのである。

そもそも孝謙天皇の即位に対して、多くの貴族たちは、不審の念と反感を抱いていた。

ところがここに、その孝謙を、藤原氏出身の光明皇太后と、その甥の仲麻呂がささえるという構図が出来上った。このことは、いっそう貴族たちをいらだたせた。とりわけ、仲麻呂に対する反発は強く、橘奈良麻呂のような急進派は、仲麻呂打倒を考えるに至った。

七五五年（天平勝宝七）一月のことであった。聖武太上天皇は重い病にかかっており、不安が広がっていた。その時、橘諸兄はその従者に反逆の心を抱いていると密告され、翌年、左大臣を辞職してしまった。

藤原四子の死後、一八年間の長期にわたって、太政官のトップにあった諸兄は、ついに政権の座からすべり落ちたのであった。約一年後の翌年一月、彼は失意のうちに七四歳の生涯をとじた。⁽⁵⁶⁾

こうして、太政官は、右大臣豊成、大納言仲麻呂の兄弟が、首班とナンバー2の地位を占めるに至った。

(2) 独裁者への道

七五六年（天平勝宝八）五月聖武太上天皇が没し、遺詔によって道祖王（天武の孫。新田部親王の子）が皇太子に立てられた。⁽⁵⁷⁾

この数年前から、藤原仲麻呂が急速に勢力を延ばし、太政官の議政官の権力を形骸化させていたが、聖武の生存中は、仲麻呂派と反仲麻呂派とのバランスがかるうじて保たれていた。しかし聖武の死を契機に、状況は一挙に流動化した。大伴・佐伯・多治見など反仲麻呂派の氏族の人々が橘諸兄の子、奈良麻呂をかついで、仲麻呂打倒の動きを活発にした。⁽⁵⁸⁾

七五七年（天平宝字元）正月、仲麻呂は自分の子がたくさんいるのに、石津王という皇族を養子にした。⁽⁵⁹⁾

三月には、「藤原部」を「久須波良部」、「君子部」を「喜美侯部」と改める勅が出された。君子の個人名（諱）を避ける「避諱」の制は、中国の礼制を継承したもので、例えば唐では太宗、李世民の「民」を避けて、「民部」を「戸部」と改めている。⁽⁶⁰⁾

ここで「君子部」を改めたのは天皇をさす「君」を避けたものだが、「藤原部」を改めたのは、「藤原」を「君」と同じように尊ぶことを強制したものである。二ヶ月後、こんどは聖武天皇の諱「首」と藤原不比等の諱「史」をともに「毗登」と改めている。この後も仲麻呂は中国の礼制を勝手に解釈して自分の都合で恣意に乱用している。⁽⁶¹⁾

このような情勢の中、三月末には、聖武の遺言によって皇太子となっていた道祖王が廃され、かわって仲麻

呂の押す、舍人親王の子、大炊王が皇太子となった。⁽⁶²⁾これより先、仲麻呂は、大炊王を自分の田村邸に迎え、なくなった長男の妻、粟田諸姉と結婚させていた。すなわち、仲麻呂と大炊王は義理の親子関係にあった。

仲麻呂の意をくんで、孝謙女帝は大炊王を皇太子に指命し、四月四日に立太子の儀式が行われた。

翌五月、仲麻呂は祖父不比等の編纂した養老律令を布告し、軍事を総監する「紫微内相」に就任した。⁽⁶³⁾

こうして、内乱の危機は刻々と迫っていた。

先手を取ったのは仲麻呂であった。七月のはじめ、橘奈良麻呂など首謀者は次々と逮捕され、あるいは拷問の杖下に死し、あるいは遠くに配流されて、クーデターは未然に鎮圧された。⁽⁶⁴⁾

反対派を一掃した仲麻呂は、次に兄の右大臣豊成を大宰府に左遷し、名実共に政権を掌握した。⁽⁶⁵⁾

蚕の卵が「五月八日開下帝釈標知天皇命百年息」というめでたい文字をあらわす祥瑞の出現を機に、八月一八日に「天平宝字」と改元した。⁽⁶⁶⁾

七五八年（天平宝字二）八月、孝謙女帝は皇太子の大炊王に讓位する。淳仁天皇である。⁽⁶⁷⁾

即位とともに、官司名が唐風に改められる。例えば「民部省」は人民に政治を施すのに、仁の心を貴ぶ故に「仁部省」と改められた。仲麻呂は大保（右大臣）に昇進し、姓に「惠美」の二字を加え、名を「押勝」と賜わる。すなわち、藤原惠美朝臣押勝となったのである。また永世相伝の功封三千戸と功田一百町を賜り、鑄錢、拳稲（出拳）の特権が与えられる。鑄錢権はもろろん帝王の大権であり、私出拳はこのころ禁止されていた。さらに惠美家印という印を使用することも許された。⁽⁶⁸⁾

これらは、仲麻呂が、荣誉ばかりでなく、巨大な経済力を与えられたことを意味する。

権力の絶頂にある仲麻呂は、さまざまな施策を積極的に打ち出していった。

おもなものをあげてみると、外交方面では、東アジア情勢に目を配り、唐における安祿山の反乱を知るや、大規模な新羅攻撃を計画し、準備を進めている。これらを通じて、仲麻呂は軍事的支配権を強化させていった。経済政策では、万年通宝（銅銭）を発行し、あわせて開基勝宝・大平元宝という金銀銭も出している。文化事業としては、『家伝』をつくり、『氏族志』『続日本紀』の編纂に着手している。また授刀衛の設置は、中央の軍事、警察体制を整備する意味をもっていた。⁽⁶⁸⁾

七六〇年（天平宝字四）正月、仲麻呂は従一位にのぼり、大師（太政大臣）に任命された。二年後に彼は正一位にのぼり、官職・位階ともに最高位を極めた。

しかし、絶大を誇る仲麻呂にも、しだいにほころびが生じた。七六〇年（天平宝字四）六月に光明皇太后が没したことがそのきっかけであった。光明は、聖武なきあと、天皇家の主柱として皇権を握り、孝謙太上天皇と淳仁天皇との関係を調整しうる唯一の人物であった。その光明の死は、両者の皇権争いがもはやさけられないことを意味した。

光明の死によって、政界の空気が微妙に変わりはじめた。これを敏感に察知した仲麻呂は、体制を固めはじめた。

七六一年（天平宝字五）になると、三関のおかれた国を中心に按察使が任命された。これには、仲麻呂の次男の真先と、女婿の御楯が就任した。

これにともない、大和守は真先から三男の訓儒麻呂にかわった。また平城京を管轄する左京大夫・右京大夫を一本化して左右京尹というポストを新設し、訓儒麻呂を任じた。

仲麻呂は、もつとも信頼できる身内によって、三関国と平城京・大和国を掌握しようとしたのである。これ

らには、従来の仲麻呂の施策にはみられない守の姿勢があらわれている。⁽⁷⁰⁾

(3) 独裁者の没落

七六一年(天平宝字五)一〇月、近江国の保良宮に淳仁天皇と孝謙太上天皇が行幸し、「北京」とすることが宣言された。⁽⁷¹⁾

仲麻呂にとって近江国は、父の武智麻呂も自分も国守をつとめた国である。

しかるに保良宮に滞在中に孝謙が病気になる、宮中の内道場の禪師、道鏡の看護を受けたことが、仲麻呂の没落のはじまりとなった。⁽⁷²⁾

孝謙と道鏡の接近をみて、淳仁が孝謙に苦言を呈した事から、孝謙が激怒し、二人の仲は決裂する。

七六二年(天平宝字六)五月下旬、二人は保良宮から平城京に帰ると、淳仁は平城京の中宮院に入るが、孝謙は法華寺に入り出家してしまう。

六月三日、孝謙は詔を出す。この中で、孝謙は今の帝(淳仁)の欠点を上げ、政治については、「常祀と小事は今の帝が行え、国家の大事と賞罰は朕が行う。」として、淳仁から実権を奪ってしまった。⁽⁷³⁾

その年の暮れ、仲麻呂は二人の息子を参議に加え、父子四人が太政官の議定官となるが、この異常な人事に対する周囲の反感が深まった。

翌七六三年(天平宝字七)仲麻呂派の慈訓が少僧都を追われ、道鏡がその地位につく。⁽⁷⁴⁾

造東大寺司では仲麻呂派が次第に追い出され、翌年、孝謙の信頼の厚い吉備真備が長官となる。じわじわと追いつめられた仲麻呂は、自分の息子や娘婚を軍事的に重要なポストにつけ、自らも軍事権を総攬する臨時の

官につく。⁽⁷⁶⁾

九月十一日、先手を取った孝謙は、少納言の山村王を派遣し、淳仁天皇のもとにあった馱鈴と天皇御璽を入手しようとした。この報に接した仲麻呂は、すぐに息子の訓儒麻呂に迎撃させて奪回するが、知らせを受けた孝謙は坂上田村麻呂らに命じて訓儒麻呂を射殺し、馱鈴と天皇御璽を奪いかえず。

さらに孝謙は、仲麻呂とその一族の官位を剥奪し、藤原という姓を除くこととした。またその職分、功封などからの雑物も、すべて没収した。

そして直ちに使を遣わして、三閔（鈴鹿、不破、愛発）を嚴重に守らせた。⁽⁷⁶⁾

追いつめられた仲麻呂は太政官印をもって近江に走るが、淳仁天皇を伴う事が出来なかったので、氷上塩焼（塩焼王）を天皇に立て、息子らを親王に準じて三品に叙し、その旨を太政官印を押しした官符で諸国に告げた。

しかし八日間の激戦の末、琵琶湖の船上で捕えられ、仲麻呂と一族は首を斬られた。⁽⁷⁷⁾

乱を鎮圧した直後に孝謙は、道鏡を「大臣禪師」に任じた。職分の封戸は大臣に準じて施行された。⁽⁷⁸⁾ 淳仁天皇は捕えられて廃され、淡路国に幽閉された。

ここで孝謙は再び天皇の位に即く。称徳天皇である。古来より出家した天皇はあり得なかつたのであるが、ここにはじめて出家した天皇が出現した。

翌七六五年（天平神護元）冬、称徳は紀伊への行幸の帰途、河内国の弓削宮に寄り、道鏡を「太政大臣禪師」に任じた。さらに翌年には「法王」に任じ、月料は天皇の供御に準じ、「法王宮職」を置く。

七六九年（神護景雲三）正月には、女帝が朝賀を受けた翌日、道鏡が大臣以下の賀拜を受ける。道鏡は自ら祝の言葉を告げた。⁽⁷⁹⁾

その年、大宰府の主神が、宇佐八幡神の「道鏡を皇位に即かしめば、天下太平たらむ」という神託を上奏してきた。道鏡はこれを聞いて強く喜ぶとともに自信をもった。⁽⁸⁰⁾

称徳女帝は、夢のお告げによって、側近の尼法均の弟の和氣清麻呂を宇佐に派遣した。

清麻呂は出かけて行って神宮に着いた。すると神が大きな光となって現れ、動転した清麻呂に「天つ日嗣は必ず皇緒を立てよ」と託宣した⁽⁸¹⁾という。帰京した清麻呂が神託を法均を介して奉上すると、道鏡は激怒し、女帝は清麻呂とその姉尼法均を流罪とした。女帝の期待が裏切られたのである。

宇佐八幡神の託宣事件は、皇族出身ではない僧が皇位に即こうとした点で、特異な事件である。しかし藤原仲麻呂が自分の一族を皇族に近づけようとしていたこと、また道鏡が仲麻呂を越えようとしていたであろうと考えると、そうなることは充分予想されることである。

仲麻呂が大師になったのに対し、道鏡は太政大臣禪師、さらに法王になった。また仲麻呂が領国の近江に保良官を造営して「北京」と称したのに対し、道鏡は出身地の河内国の弓削に由義宮を造営して「西京」と称した。

仲麻呂は、おぼの光明子が皇女だけが皇后になれるという慣習を破つたのを青年期に体験し、みずから権力を握ると、自分と同一の一族を皇族と一体化する努力をする。藤原氏の氏名「藤原」や祖父の名「史」(不比等)にも、天皇をさす「君」や聖武の名「首」と同じように避諱の制を適用し、さらには天皇の専権であるはずの鑄銭の権も握る。そのうえ自分の子がたくさんいるのに、石津王という皇族を養子とする。さらには死んだ長男の妻と結婚させた大炊王を即位させ、最後には自分の息子たちに親王と同じ「品位」を授けている。

仲麻呂は、みずから天皇の位に即こうという意思はなかったようだが、その一歩手前まで来ていた。仲麻呂

に強い対抗意識を持っていた道鏡は、そこからもう一歩進もうとしたにすぎない、ともいえる。⁸²
結果として、称徳・道鏡は、日嗣の法の伝統を破れなかった。

道鏡を皇位に即けることに失敗した称徳は、七七〇年（神護景雲四）八月、五三歳で没する。即日、左大臣の藤原永手は、称徳の「遺言」という名目で、天智天皇の孫の白壁王を皇太子に立て、半月後に道鏡を下野国薬師寺に追放する。一〇月、白壁王が即位し（光仁天皇）、同時に白い亀の出現にちなんで「宝亀」と改元される。

仲麻呂、道鏡二代にわたる、臣下の天皇への接近の争いは、いづれも失敗に終るのである。

むすび

藤原仲麻呂が初めて政治の表舞台に現われたのは、七四三年（天平五）五月、参議として太政官の議政官に任命された時である。

その後、彼はめきめきと頭角を現わし、藤原氏出身の光明皇后が皇太后となり、皇后官職「紫微中台」と改組し、その長官である紫微令に任命されると、実質的権力を握る事となる。

光明皇太后が権力を握る事によって、紫微中台の力も増大し、必然的にその長官である紫微令の力も強大となり、かわって太政官の議政官の権力が形骸化されていく事となった。

すなわち政界は、従来からの太政官の議政官という権力と新しい紫微中台を中心とする権力の二重構造となり、光明皇太后の力の強化につれて、紫微中台の力が増加し、紫微令である仲麻呂の力も増大する事となった。

七五六年（天平勝宝八）聖武太上天皇が没すると、仲麻呂派と反仲麻呂派のバランスが崩れ、光明皇太后の後楯を受けた仲麻呂の権力は頂点に達した。

この頃から仲麻呂は藤原氏という臣下の枠から天皇を中心とする皇族枠へ入る事を意識する様になったと推測される。

仲麻呂は、自分の子供が居るのに皇族を養子に迎え、「避諱」の制を発令する事によって、藤原部を久須原部へ改め、藤原不比等の諱である史（ふひと）を、聖武天皇の首（おびと）と同様に「毗登」と改めるなど、天皇と藤原氏を同格と意識づける努力をした。

更に、自分の義理の息子（大炊王）を即位させて淳仁天皇とした。

また、民部省を「仁部省」と改めるなど、官司名を唐風にした。

仲麻呂は大保（右大臣）に昇進し、姓に「惠美」名に「押勝」と賜わり「藤原惠美朝臣押勝」となった。

加えて、永世相伝の功封三千戸と功田一百町を賜り、鑄銭・拳稲（出拳）の特権を与えられた。

鑄銭権は天皇の専権事項であり、私出拳は当時禁止されていたので、これは臣下の枠を大きく越えるものであった。

鑄銭権を得た仲麻呂は、「万年通宝」を始め、「開基勝宝」「大平元宝」などの金銀銅銭を発行し、その特権の充実に努めた。

七六〇年（天平宝字四）正月、仲麻呂は従二位大師（太政大臣）に昇り、更に二年後には正一位に昇り、官職、官位ともに最高位を極めた。

「避諱」の制の発令、唐風の官司への変更、大保、大師などの呼び方など、唐風への移行は、仲麻呂が中国

の礼制などに詳しいためそれを利用したものである。又、鑄造権についても、中国に於て臣下に鑄造権を与えた例がある事を知っていて実行したものであろうから、仲麻呂としては、中国の例を利用して自己への権力の集中の正当性を図ったものといえよう。

絶大を誇る仲麻呂にもほころびが出てきた。

その原因は、最大の後楯であった光明皇太后の死である。

それまで、光明皇太后が何とか孝謙太上天皇と淳仁天皇の関係を調整してきたが、その死によって両者の関係は一挙に悪化した。

追いつめられた仲麻呂は、太政官印を持って近江に走り、塩焼王を天皇に立て、息子らを親王に準じて三品に叙し、その旨を太政官印を押して諸国に告げた。

追いつめられてもなお臣下の枠を越えようと努力する執念には、すさまじいものがある。

しかし八日間の激戦の末、琵琶湖の船上で捕えられ首をはねられた。

乱の後、孝謙太上天皇は再び天皇の地位についた。称徳天皇である。

道鏡は「大臣禪師」更に「太政大臣禪師」と昇り、遂には「法王」に任じられた。

称徳は道鏡を天皇にと考え、和氣清麻呂を宇佐神宮に送ったが、「日嗣の法」の伝統は破れず、その野望は実現しなかった。

称徳は失意のうちに没し、道鏡も下野国薬師寺に追放されて、天皇への夢は破れた。

仲麻呂に強い対抗意識を持っていたであろう道鏡は、仲麻呂を越えて直接天皇の地位をねらうが、道鏡は形だけねらったのであって仲麻呂の様に、その深い学問的裏付けがあったものではなく、また政治的野心も乏し

かったと思われる。

仲麻呂は中国を始めとする内外の学問に造詣が深く、それを利用して自分と一族の地位向上を図っていった。仲麻呂自身は天皇になろうというつもりはなかったようだが、自分の政治的野心を実現するために、臣下の枠を越えて、天皇を中心とする皇族枠に入ろうとした。

それは若い頃、藤原氏という臣下出身の光明子が、皇族出身以外では決してなれないという皇后の地位に強引に就いたのを見て、自分にも可能性があると考え、それを実行に移そうとしたものと思われる。

仲麻呂の臣下の枠を越えて、天皇を中心とする皇族枠への願望は、おばである光明子の影響が大きかったと言えよう。

注

- (1) 『續日本紀』卷一 文武天皇元年八月の条
「八月甲子朔。受禪即位。」
- (2) 『續日本紀』卷一 文武天皇元年八月廿日の条
「癸未。以藤原朝臣宮子娘為夫人。……………」
- (3) 榮原永遠男「天平の時代」『集英社版日本の歴史④』 集英社 一九九一年 二二頁参照
- (4) 『續日本紀』卷四 慶雲四年七月十七日の条
「……………今御 宇 留天皇授賜而並坐而。此天下 乎治賜 比諸 賜 幣。……………」
- (5) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 二二頁参照

- (6) 『續日本紀』卷二 大寶元年八月三日の条
「癸卯。遺三品刑部親王。正三位藤原朝臣不比等。……………撰定律令。於是始成。大略以淨御原朝庭為准正。仍賜祿有差。」
- (7) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4卷古代3 岩波書店 一九九四年 二二頁參照
- (8) 『續日本紀』卷二 大寶元年正月一日の条
「大寶元年春正月乙亥朔。天皇御大極殿受朝。其儀於正門樹烏形幢。左日像青龍朱雀幡。右月像玄武白虎幡。蕃夷使者陳列左右。文物之儀。於是備矣。」
- (9) 『續日本紀』卷二 大寶元年正月廿三日の条
「丁酉。以「守」民部尚書直大貳粟田朝臣真人。為遣唐執節使。……………」
- (10) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4卷古代3 岩波書店 一九九四年 二二頁參照
- (11) 『續日本紀』卷二 大寶元年三月廿一日の条
「甲午。對馬嶋貢金。建元為大寶元年。」
- (12) 『續日本紀』卷二 大寶二年十月十四日の条
「戊申。領下律令于天下諸國。」
- (13) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4卷古代3 岩波書店 一九九四年 二二頁參照
- (14) 同 二二頁參照
- (15) 榮原永遠男「天平の時代」『集英社版日本の歴史④』集英社 一九九一年 二三頁參照
- (16) 同 二三頁參照
- (17) 『續日本紀』卷二 大寶二年十二月廿二日の条

- (18) 「甲寅。太上天皇崩。遺詔。勿素服舉哀。」
『續日本紀』卷三 慶雲四年六月十五日の条
- (19) 「辛巳。天皇崩。遺詔。舉哀三日。凶服一月。」
『續日本紀』卷四 慶雲四年七月十七日の条
- (20) 「秋七月壬子。天皇即位大極殿。……………」
吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 三四頁参照
- (21) 榮原永遠男「天平の時代」『集英社版日本の歴史④』集英社 一九九一年 二六頁参照
- (22) 同 二六頁～二七頁参照
- (23) 『續日本紀』卷四 和銅元年正月十一日の条
「和銅元年春正月乙巳。武藏國秩父郡獻和銅。……………故改慶雲五年而和銅元年爲而御世年號^止定賜。……………」
『續日本紀』卷四 和銅元年二月十一日の条
- (24) 「二月甲戌。始置催鑄錢司。以從五位上多治比真人三宅麻呂任之。」
同 和銅元年二月十五日の条
「……………方今平城之地。四禽叶圖。三山作鎮。龜笠並從。宜建都邑。……………」
- (25) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 三六頁参照
- (26) 『日本書紀』卷廿九 天武天皇（十二年癸未）の条
「夏四月戊午朔壬申。詔曰。自今以後。必用銅錢。莫用銀錢。」
「乙亥。詔曰。用銀莫止。」
- (27) 『日本書紀』卷卅 持統天皇（八年甲午）の条

- 〔乙酉。以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八嶋。黃書連本實等拜鑄錢司。〕
- (28) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4卷古代3 岩波書店 一九九四年 三七頁參照
- (29) 同 三七頁參照
- (30) 同 三七頁參照
- (31) 同 三八頁參照
- (32) 『續日本紀』卷六 靈龜元年九月二日の条
「庚辰。天皇禪位于氷高内親王。……………」
- (33) 『續日本紀』卷六 靈龜元年九月二日の条
「……………欲讓皇太子。而年齒幼稚。未離深宮。庶務多端。一日万機。……………」
- (34) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4卷古代3 岩波書店 一九九四年 三九頁參照
- (35) 『續日本紀』卷八 養老四年八月三日の条
「……………是日。右大臣正二位藤原朝臣不比等薨……………」
- (36) 『續日本紀』卷八 養老五年正月五日の条
「……………以大納言從二位長屋王爲右大臣。……………」
- (37) 『續日本紀』卷八 養老五年十二月七日の条
「己卯。崩于平城宮中安殿。時春秋六十。遣使固守三關。」
- (38) 『續日本紀』卷九 養老七年十月十一日の条
「癸卯。左京人无位紀朝臣家・獻白龜。長一寸半。廣一寸。兩眼並赤。」
- (39) 『續日本紀』卷九 神龜元年二月四日の条

- (40) 「二月甲午。天皇禪位於皇太子。……………」
『續日本紀』卷九 神龜元年二月四日の条
「……………」又以右大臣正二位長屋王爲左大臣。」
- (41) 『續日本紀』卷十 神龜四年十一月二日の条
「十一月己亥。天皇御中宮。太政官及八省各上表。奉賀皇子誕生。并獻玩好物。……………」宜立爲皇太子。布告百官。
咸令知聞。」
- (42) 『續日本紀』卷十 神龜五年九月十三日の条
「九月丙午。皇太子薨。」
- (43) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 四七頁參照
- (44) 『續日本紀』卷十 天平元年二月十日の条
「……………」稱左大臣正二位長屋王私學左道。欲傾國家。其夜。遣使固守三關。……………」
- (45) 『續日本紀』卷十 天平元年六月二十日の条
「己卯。左京職獻龜長五寸三分。闊四寸五分。其背有文云。天王貴平知百年。」
- (46) 『續日本紀』卷十二 天平九年九月廿八日の条
「己亥。以從三位鈴鹿王爲知太政官事。從三位橘宿祢諸兄爲大納言。……………」
- (47) 『續日本紀』卷十三 天平十年正月十三日の条
「……………」是曰。授大納言從三位橘宿祢諸兄正三位。拜右大臣。……………」
- (48) 『續日本紀』卷十二 天平九年十二月十二日の条
「十二月辛亥。以兵部卿從四位下藤原朝臣豊成爲參議。」

- (49) 『續日本紀』卷十三 天平十二年九月三日の条
「九月丁亥。廣嗣遂起兵反。……………」
- (50) 『續日本紀』卷十三 天平十二年十一月五日の条
「戊子。大將軍東人等言。以今月一日。於肥前國松浦郡。斬廣嗣綱手已訖。……………」
- (51) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家―『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 五三頁参照
『續日本紀』卷十五 天平十五年五月五日の条
「……………」既而以右大臣從一位橘宿禰諸兄拜左大臣。兵部卿從三位藤原朝臣豊成。左大弁從三位巨勢朝臣奈弓麻呂
為中納言。從四位上藤原朝臣仲麻呂。從四位下紀朝臣麻路為參議。」
- (52) 「……………」
- (53) 『續日本紀』卷十七 天平勝寶元年七月二日の条
「秋七月甲午。皇太子受禪即位於大極殿。……………」
- (54) 『續日本紀』卷十七 天平勝寶元年八月十日の条
「……………」大納言正三位藤原朝臣仲麻呂為兼紫微令。……………」
- (55) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家―『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 五五頁参照
『續日本紀』卷二十 天平寶字元年正月六日の条
「已卯。前左大臣正一位橘朝臣諸兄薨。……………」
- (56) 『續日本紀』卷十九 天平勝寶八歲五月二日の条
「……………」是曰。太上天皇崩於寢殿。遺詔。以中務卿從四位上道祖王為皇太子。」
- (57) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家―『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 六〇頁参照
『續日本紀』卷二十 天平寶字元年正月九日の条
- (58) 「……………」
- (59) 「……………」

- (60) 「戊午。從五位下石津王。賜姓藤原朝臣。爲大納言從二位仲麻呂之子。」
吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4卷古代3 岩波書店 一九九四年 六〇～六一頁参照。
- (61) 同 六一頁参照。
- (62) 『續日本紀』卷二十 天平寶字元年四月四日の条
「……………迎大炊王。立爲皇太子。……………」
- (63) 『續日本紀』卷二十 天平寶字元年五月二十日の条
「丁卯。以大納言從二位藤原朝臣仲麻呂爲紫微内相。從三位藤原朝臣永手爲中納言。……………」
- (64) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4卷古代3 岩波書店 一九九四年 六一頁参照
- (65) 『續日本紀』卷二十 天平寶字元年七月十二日の条
「……………勅曰。右大臣豐成者。事君不忠。爲臣不義。……………宜停右大臣任。左降大宰員外帥。……………」
- (66) 『續日本紀』卷二十 天平寶字元年八月十八日の条
「甲午。勅曰。……………宜改天平勝寶九歲八月十八日。以爲天平寶字元年。……………」
- (67) 『續日本紀』卷二十一 天平寶字二年八月一日の条
「……………天平寶字二年八月庚子朔。高野天皇禪位於皇太子。……………」
- (68) 『續日本紀』卷二十一 天平寶字二年八月廿五日の条
「甲子。以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保。……………自今以後。宜姓中加惠美二字。禁暴勝強。止戈靜亂。故名曰押勝。朕舅之中。汝卿良尚。故字稱尚舅。更給功封三千戸。功田一百町。永爲傳世之賜。以表不常之勳。別聽鑄錢舉稻及用惠美家印。……………」
- (69) 榮原永遠男「天平の時代」『集英社版日本の歴史④』集英社 一九九一年 二二四頁参照

(70) 同 二二五頁參照

(71) 『續日本紀』卷二十三 天平寶字五年十月廿八日の条

「己卯。詔曰。爲改作平城宮。暫移而御近江國保良宮。……………是曰。勅曰。朕有所思。議造北京。……………」

(72) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家―」岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 六三頁參照

(73) 『續日本紀』卷二十四 天平寶字六年六月三日の条

「……………但政事^波常祀^利小吏^波今帝行給部。國家大事賞罰二柄^波朕行^平。……………」

(74) 『續日本紀』卷二十四 天平寶字七年九月四日の条

「癸卯。遣使於山階寺。宣 詔曰。少僧都慈訓法師。行政乖理。不堪爲綱。宜停其任。依衆所議。以道鏡法師爲少僧都。」

(75) 『續日本紀』卷二十五 天平寶字八年九月二日の条

「九月丙申。以太師正一位藤原惠美朝臣押勝。爲都督「使」四畿内。三關。近江。丹波。播磨等國「習」兵事使。」

(76) 『續日本紀』卷二十五 天平寶字八年九月十一日の条

「……………勅曰。太師正一位藤原惠美朝臣押勝并子孫。起兵作逆。仍解免官位。并除藤原姓字已畢。其職分功封等雜物。

宜悉収之。即遣使固守三關。」……………」

(77) 『續日本紀』卷二十五 天平寶字八年九月十八日の条

「……………押勝阻勝野鬼江。盡銳拒戰。官軍攻擊之。押勝衆潰。獨与妻子三四人乘船浮江。石楯獲而斬之。及其妻

子從黨卅四人。皆斬之於江頭。……………」

(78) 『續日本紀』卷二十五 天平寶字八年九月廿日の条

「……………又 勅。以道鏡禪師。爲大臣禪師。所司宜知此狀。職分封戸准大臣施行。……………」

(79) 『續日本紀』卷二十九 神護景雲三年正月三日の条

「壬申。法王道鏡居西宮前殿。大臣已下賀拜。道鏡自告壽詞。」

(80) 『續日本紀』卷三十 神護景雲三年九月廿五日の条

「……………始大宰主神習宜阿曾麻呂希官。方媚事道鏡。因矯八幡神教言。令道鏡即皇位。天下太平。道鏡聞之。深喜自負。……………」

(81) 『續日本紀』卷三十 神護景雲三年九月廿五日の条

「……………清麻呂行詣神宮。大神詔宣曰。我國家開闢以來。君臣定矣。以臣爲君。未之有也。天之日嗣必立皇緒。无道之人。宜早掃除。……………」

(82) 吉田孝「八世紀の日本―律令国家」『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九四年 六六頁参照

〔主な参考文献〕

岸 俊男 『藤原仲麻呂』 吉川弘文館 一九七六年

中川 収 『奈良朝政治史の研究』 高科書店 一九九一年

榮原永遠男 『集英社版日本の歴史④天平の時代』 集英社 一九九一年

朝尾 直弘他編 『岩波講座日本通史』第4巻古代3 岩波書店 一九九九年

青木 和夫 『日本の歴史3 奈良の都』 中公文庫 二〇〇四年

